

新潟市建設工事・建設コンサルタント電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領

(総則)

第1条 本要領は、新潟市電子入札システム(以下「システム」という。)への電子証明書(以下「ICカード」という。)の登録(以下「利用者登録」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録の対象者)

第2条 利用者登録をすることができる者は、有資格業者とする。

(利用者登録に係るICカード)

第3条 利用者登録を認めるICカードは、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行したもので、有資格業者名簿に記載されている代表者(委任先を設定している場合は、その受任者)(以下「入札者」という。)に係るものとする。

(利用者登録)

第4条 有資格業者は、新潟市電子入札システムに、電子証明書(ICカード)の利用者登録を行うものとする。

(利用者登録の変更等)

第5条 有資格業者は、登録している電子証明書(ICカード)が失効した場合(登録ICカードの有効期限が到来する場合において、認証局へ失効届を提出した場合を含む。)において、再取得した電子証明書(ICカード)により、再び利用者登録を行うものとする。

附則

この要領は、平成17年4月6日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。